

- 資金移動業者が破綻した場合、保証機関から労働者に対し、破綻時における各労働者のデジタルマネー残高の一定額を早期に支払い。
- 保証機関が保証履行することにより、本来労働者が有する権利である供託金請求権が保証機関へ法定代位。保証機関より財務局に対し供託金の還付請求を実施。
- 供託金の不足により、保証機関が履行した保証金額と、代位請求により還付を受けた供託金額の差額が発生し、保証機関が損失を被った場合、保証機関型信用保険契約を締結している保険会社より保険金にて同損失を補償。

